

議案第九十九号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立本芝公園

港区立イタリア公園

港区立桜田公園

港区立塩釜公園

港区立南桜公園

港区立芝公園

港区立江戸見坂公園

港区立金杉橋児童遊園

港区立芝新堀町児童遊園

港区立松本町児童遊園

港区立芝五丁目児童遊園

港区立三田小山町児童遊園

港区立三田二丁目児童遊園

港区立三田綱町児童遊園

港区立浜松町四丁目児童遊園

港区立芝大門二丁目児童遊園

港区立虎ノ門三丁目児童遊園

港区立西久保巴町児童遊園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ

東京都港区三田四丁目七番二十七号株式会社日比谷アメニス内

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(説明)

本芝公園等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。